

第 6 号様式（第 5 の 2 関係）

議 事 概 要

会 議 名	令和 8 年度 第 1 回伊佐湧水警察署協議会
会 議 日 時	令和 8 年 6 月 25 日（木曜日）午後 2 時から午後 4 時 30 分まで
会 議 場 所	伊佐湧水警察署訓授室
出 席 者	1 警察署協議会 会長以下 7 人 2 警察署 署長以下 8 人
（会議の概要） 1 会議次第 (1) 開会 (2) 管内治安情勢及び業務推進状況 (3) 警察行政に関する意見、要望 (4) 閉会 2 委員からの意見・要望等 (1) 委員から「管内で児童相談所からの通報があるのか。」との質問があり、警察署から「通報はあるが、子どもの安全確保を優先し対応している。」旨の説明があった。 (2) 委員から「行方不明者事案が発生した際の対応について教えてほしい。」旨の質問があり、警察署から「届出人から行方不明者に繋がる情報を聞き取り、システムにより全国へ手配を行っている。」旨の説明があった。 (3) 委員から「特殊詐欺の対策はあるのか。また伊佐にトクリュウは来ているのか。」旨の質問があり、警察署から「現在のところ管内にトクリュウグループの者が入っているなどの具体的な情報はない。警察としては、不審者に対する積極的な職務質問と併せて住民に対する不審者通報に関する協力依頼を実施している。また、特殊詐欺への対策については、広報啓発活動や関係機関との連携強化などに取り組んでいる。」旨の説明があった。 (4) 委員から「トクリュウによる犯罪が多発しているが、この犯罪に特化した独自の広報紙を作成して人目に付くところに掲示してみてもどうか。」旨の要望があり、警察署から「当署と防犯協会と合同で広報紙を作成したので、掲示場所について検討してみたい。」旨の説明があった。 (5) 委員から「新しくなった自転車のルールや取締り状況について教えてほしい。」旨の要望があり、警察署から「今年の 4 月から 16 歳以上を対象として青切符制度が運用されているが、対象となる違反については 113 項目あり、警察庁のホームページに記載してある。」旨の説明があった。 (6) 委員から「スケートボードの道路使用における禁止事項について教えてほしい。」旨の意見があり、警察署から道路交通法で規定する禁止行為類型を説明し、「違反行為を現認した際は、適切に指導及び警告を行っている。」旨の説明があった。 (7) 委員から「国道 267 号沿いの道路標識が劣化している。」旨の意見があり、警察署から「標識の劣化を確認したことから、本部担当課に上申済みである。」旨の説明があった。 (8) 委員から「国道 267 号沿いの羽月橋前の道路に横断歩道を設置してほしい。」旨の	

要望があり、警察署から「関係部署と検討したが、横断歩道の設置は難しいと判断した。」旨の説明があった。	
備 考	